

山口県報

令和3年
3月16日
(火曜日)

目 次

○条 例

山口県犯罪被害者等支援条例……………一
 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………六
 職員の職務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例……………六
 公安委員会の委員の職務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例……………七
 山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………七
 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例……………二〇
 特定非営利活動促進法施行条例及び特定非営利活動促進法による読替え後の民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例……………二一
 山口県食の安心・安全推進条例の一部を改正する条例……………二二
 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………二三
 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………二五
 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………二六
 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………二八
 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………三〇

山口県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。



指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………三三
 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………三五
 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………三六
 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………三八
 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………三九
 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………四二
 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………四三
 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………四五
 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………四六
 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………四七
 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………四九
 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………五一
 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………五一
 山口県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例……………五六
 ふぐの処理の規制に関する条例の一部を改正する条例……………五七
 山口県国際総合センター条例の一部を改正する条例……………五八
 山口県営住宅条例の一部を改正する条例……………五九
 山口県工業用水道条例の一部を改正する条例……………六〇
 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………六一
 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………六二
 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例……………六五
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例……………六六
 山口県魚介類行商取締条例を廃止する条例……………六六

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第一号

山口県犯罪被害者等支援条例

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策（第九条―第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務並びに民間犯罪被害者等支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この条例において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この条例において「犯罪被害者等支援」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。

4 この条例において「二次的被害」とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に対する配慮に欠ける言動、誹謗中傷^{ひぼう}、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

5 この条例において「民間犯罪被害者等支援団体」とは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五

年法律第三十六号)第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを旨として、推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪等による直接的な被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、県、市町、民間犯罪被害者等支援団体その他の関係者相互間の連携を図りながら推進されなければならない。
(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する犯罪被害者等支援についての基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町との連携)

第五条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援についての理解を深め、二次的被害が生じないように配慮するよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援についての理解を深め、犯罪被害者等の労働環境の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、その事業活動を行うに当たって、二次的被害が生じないように配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間犯罪被害者等支援団体の役割)

第八条 民間犯罪被害者等支援団体は、その専門的な知識及び経験を活用して犯罪被害者等支援を行うよう努めることによつて、犯罪被害者等支援の推進に積極的な役割を果たすものとする。

2 民間犯罪被害者等支援団体は、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策

(推進計画)

第九条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 推進計画は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(相談及び情報の提供等)

第十条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十一条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第十二条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十三条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保

護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十四条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、住居に関する情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十五条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次的被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援についての啓発活動等必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害理解促進期間)

第十六条 県民の間に広く犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、二次的被害の防止に関する意識を高めるため、犯罪被害理解促進期間を設ける。

2 犯罪被害理解促進期間は、毎年十一月二十五日から同年十二月一日までとする。

3 県は、犯罪被害理解促進期間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(民間犯罪被害者等支援団体に対する支援)

第十七条 県は、民間犯罪被害者等支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第十八条 県は、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第十九条 県は、市町及び民間犯罪被害者等支援団体等と連携しつつ、犯罪被害者等支援に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第二号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十六年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第一条中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第三号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者に提出して」に改める。

別記様式第一中「且つ」を「かつ」に改め、「印」を削る。

別記様式第二中「且つ」を「かつ」に、「当る」を「当たる」に改め、「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第四号

公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十九年山口県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、知事の面前において」を削り、「に署名して」を「を知事に提出して」に改める。

別記様式中「および」を「及び」に、「且つ」を「かつ」に改め、「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第五号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の4の表三の項食品営業許可申請手数料に関する部分を次のように改める。

| | | |
|-------|-------|-----------|
| 飲食店営業 | 一件につき | 一万六千三百三十円 |
|-------|-------|-----------|

| 食品営業許可申請手数料 | 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | 食肉販売業 | 魚介類販売業 | 魚介類競り売り営業 | 集乳業 | 乳処理業 | 特別牛乳搾取処理業 | 食肉処理業 | 食品の放射線照射業 | 菓子製造業 | アイスクリーム類製造業 | 乳製品製造業 | 清涼飲料水製造業 | 食肉製品製造業 | 水産製品製造業 | 氷雪製造業 | 液卵製造業 | 食用油脂製造業 | みそ又はしょうゆ製 |
|-------------|--|--------|--------|-----------|--------|--------|-----------|--------|-----------|---------|-------------|--------|----------|---------|---------|--------|--------|---------|-----------|
| | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき |
| | 一万百八十円 | 一万百八十円 | 一万百八十円 | 二万千三十円 | 一万百八十円 | 二万千三十円 | 二万千三十円 | 二万千三十円 | 二万千三十円 | 一万四千三十円 | 二万千三十円 | 二万千三十円 | 二万千三十円 | 二万千三十円 | 二万千三十円 | 二万千三十円 | 二万千三十円 | 二万千三十円 | 二万千三十円 |

| | | |
|------------|-------|-----------|
| 造業 | | |
| 酒類製造業 | 一件につき | 一万六千三百三十円 |
| 豆腐製造業 | 一件につき | 一万四千三十円 |
| 納豆製造業 | 一件につき | 一万四千三十円 |
| 麺類製造業 | 一件につき | 一万四千三十円 |
| そうざい製造業 | 一件につき | 二万三千三十円 |
| 複合型そうざい製造業 | 一件につき | 二万七千四百七十円 |
| 冷凍食品製造業 | 一件につき | 二万三千三十円 |
| 複合型冷凍食品製造業 | 一件につき | 二万七千四百七十円 |
| 漬物製造業 | 一件につき | 一万四千三十円 |
| 密封包装食品製造業 | 一件につき | 二万三千三十円 |
| 食品の小分け業 | 一件につき | 一万四千三十円 |
| 添加物製造業 | 一件につき | 二万三千三十円 |

別表第一の8の表十八の項中「第二十條の二第十三項又は第三十八條の四第二十二項」を「第二十條の二第十四項又は第三十八條の四第二十四項」に改め、同表三十三の三の項低炭素建築物新築等計画認定申請手数料に関する部分の(一)中

| | | |
|----------------------|-------|-------|
| 一件につき | 四万七千円 | を |
| 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの | 一件につき | 三万九千円 |
| 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの | 一件につき | 四万七千円 |

に改

め、同部分の(三)中「三百平方メートル以下」を「三百平方メートル未満」に、

「床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの
一件につき

十八万八千円

を

「床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
一件につき
床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
一件につき

十五万円

十八万八千円

に、

「を超え五千平方メートル以下」を「以上五千平方メートル未満」に、「を超え二万平方メートル以下」を「以上二万平方メートル未満」に、「を超え二万五千平方メートル以下」を「以上二万五千平方メートル未満」に、「を超える」を「以上の」に改め、同部分の(四)中「三百平方メートル以下」を「三百平方メートル未満」に、

「床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの
一件につき

四十万二千元

を

「床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
一件につき
床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
一件につき

三十二万六千元

四十万二千元

に、「を超え五千平方メートル以下」を「以上五千平方メートル未満」に、

「を超え一万平方メートル以下」を「以上一万平方メートル未満」に、「を超え二万五千平方メートル以下」を「以上二万五千平方メートル未満」に、「を超える」を「以上の」に改め、同部分の備考4中「四万二千元」を「次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同備考4に次のように加える。

一 二百平方メートル未満のもの 三万四千元

二 二百平方メートル以上のもの 四万二千元

別表第一の8の表三十三の三の項低炭素建築物新築等計画認定申請手数料に関する部分の備考6の一中「以下」を「未満」に改め、同備考6の六中「を超える」を「以上の」に改め、同備考6中六を七とし、同備考6の五中「を超える」を「以上」に、「以下」を「未満」に改め、同備考6中五を六とし、同備考6の四中「を超える」を「以上」に、「以下」を「未満」に改め、同備考6中四を五とし、同備考6の三中「を超える」を「以上」に、「以下」を「未満」に改め、同備考6中三を四とし、同備考6の二中「三百平方メートルを超え」を「千平方メートル以上」

に、「以下」を「未滿」に改め、同備考6中二を三とし、一の次に次のように加える。

二 三百平方メートル以上千平方メートル未滿のもの 十三万四千円

別表第一の8の表三十三の三の項低炭素建築物新築等計画認定申請手数料に関する部分の備考7の一中「以下」を「未滿」に改め、同備考7の六中「を超える」を「以上の」に改め、同備考7中六を七とし、同備考7の五中「を超える」を「以上」に、「以下」を「未滿」に改め、同備考7中四を五とし、同備考7の三中「を超える」を「以上」に、「以下」を「未滿」に改め、同備考7中三を四とし、同備考7の二中「三百平方メートルを超える」を「千平方メートル以上に」、「以下」を「未滿」に改め、同備考7中二を三とし、一の次に次のように加える。

二 三百平方メートル以上千平方メートル未滿のもの 三十一万円

別表第一の8の表三十三の三の項低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料に関する部分の(一)中

| | |
|-------|-------|
| 一件につき | 二万四千元 |
|-------|-------|

を

| | |
|-------------------------------|-------|
| 床面積の合計が二百平方メートル未滿のもの 一件につき | 二万千元 |
| 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一件につき | 二万四千元 |

に改

め、同部分の(三)中「三百平方メートル以下」を「三百平方メートル未滿」に、

| | |
|---|-------|
| 床面積の合計が三百平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの 一件につき | 九万五千元 |
|---|-------|

を

| | |
|--|-------|
| 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未滿のもの 一件につき | 七万五千元 |
| 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未滿のもの 一件につき | 九万五千元 |

に、

「を超える五千平方メートル以下」を「以上五千平方メートル未滿」に、「を超える二万平方メートル以下」を「以上二万平方メートル未滿」に、「を超える二万五千平方メートル以下」を「以上二万五千平方メートル未滿」に、「を超える」を「以上の」に改め、同部分の(四)中「三百平方

メートル以下」を「三百平方メートル未満」に、

床面積の合計が三百平方メートル
を
超え二千平方メートル以下のもの
の

一件につき

二十万二千元

を

床面積の合計が三百平方メートル
以上千平方メートル未満のもの
一件につき

十六万三千元

床面積の合計が千平方メートル以
上二千平方メートル未満のもの
一件につき

二十万二千元

に、「を超え五千平方メートル以下」を「以上五千平方メートル未満」に、

「を超え一万平方米メートル以下」を「以上一万平方米メートル未満」に、「を超え二万五千平方メートル以下」を「以上二万五千平方メートル未満」に、「を超える」を「以上の」に改め、同部分の備考4中「二万千元」を「次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同備考4に次のように加える。

一 二百平方メートル未満のもの 一万八千元

二 二百平方メートル以上のもの 二万千元

別表第一の8の表三十三の三の項低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料に関する部分の備考6の一中「以下」を「未満」に改め、同備考6の六中「を超える」を「以上の」に改め、同備考6中六を七とし、同備考6の五中「を超える」を「以上」に、「以下」を「未満」に改め、同備考6中四を五とし、同備考6の三中「を超え」を「以上」に、「以下」を「未満」に改め、同備考6中二を三とし、一の次に次のように加える。

二 三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 六万七千元

別表第一の8の表三十三の三の項低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料に関する部分の備考7の一中「以下」を「未満」に改め、同備考7の六中「を超える」を「以上の」に改め、同備考7中六を七とし、同備考7の五中「を超える」を「以上」に、「以下」を「未満」に改め、同備考7中五を六とし、同備考7の四中「を超え」を「以上」に、「以下」を「未満」に改め、同備考7中四を五とし、同備考7の三中「を超え」を「以上」に、「以下」を「未満」に改め、同備考7中三を四とし、同備考7の二中「三百平方メートルを超え」を「千平方メートル以

上」に、「以下」を「未満」に改め、同備考7中二を三とし、一の次に次のように加える。

二 三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 十五万五千円

別表第一の8の表三十三の四の項建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に関する部分の(一)中

| | |
|-------------------------------|-----|
| 床面積の合計が二千平方メートル未満のもの 一件につき | 四万円 |
|-------------------------------|-----|

を

| | |
|--|-------|
| 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一件につき | 二万円 |
| 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 一件につき | 二万九千円 |
| 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一件につき | 四万円 |

に改

め、同部分の(二)中

| | |
|-------------------------------|-------|
| 床面積の合計が二千平方メートル未満のもの 一件につき | 四万三千円 |
|-------------------------------|-------|

を

| | |
|--|-------|
| 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一件につき | 二万二千元 |
| 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 一件につき | 三万千元 |
| 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一件につき | 四万三千元 |

に改め、同部分の(三)中

| | |
|-------------------------------|-------|
| 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一件につき | 九万八千円 |
|-------------------------------|-------|

床面積の合計が二千平方メートル未満のもの
一件につき

十七万円

を

床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
一件につき

十二万九千円

に改

床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
一件につき

十七万円

め、同部分の(四)中

床面積の合計が二千平方メートル未満のもの
一件につき

三十万円を

床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
一件につき

十七万三千元

床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
一件につき

二十三万四千元

床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
一件につき

三十万円

に改め、同項建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料に関する部分

の(一)中

床面積の合計が二千平方メートル未満のもの
一件につき

二万千円

を

床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
一件につき

一万円

床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
一件につき

一万四千元

床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
一件につき

二万千円

に改め、同部分の(二)中

床面積の合計が二千平方メートル未満のもの
一件につき

二万二千元

を

床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
一件につき

一万千元

床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
一件につき

一万五千元

に改め、同部分の(三)中

床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
一件につき

二万二千元

床面積の合計が二千平方メートル未満のもの
一件につき

八万六千元

を

床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
一件につき

五万円

に改

床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
一件につき

六万五千元

床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
一件につき

八万六千元

め、同部分の(四)中

床面積の合計が二千平方メートル未満のもの
一件につき

十五万千元

を

床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
一件につき

八万七千元

| | |
|--|--------|
| 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 一件につき | 十一万七千円 |
| 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一件につき | 十五万千円 |

に改め、同項軽微変更該当証明申請手数料に関する部分の(一)中

| | |
|-------------------------------|------|
| 床面積の合計が二千平方メートル未満のもの 一件につき | 二万千円 |
|-------------------------------|------|

を

| | |
|--|-------|
| 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一件につき | 一万円 |
| 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 一件につき | 一万四千円 |
| 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一件につき | 二万千円 |

に改

め、同部分の(二)中
 床面積の合計が二千平方メートル未満のもの
 一件につき

二万二千円 を

| | |
|--|-------|
| 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一件につき | 一万千円 |
| 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 一件につき | 一万五千円 |
| 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一件につき | 二万二千円 |

に改め、同部分の(三)中

床面積の合計が二千平方メートル未満のもの
一件につき
八万六千円

床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
一件につき
五万円

床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
一件につき
六万五千円

床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
一件につき
八万六千円

め、同部分の(四)中
床面積の合計が二千平方メートル未満のもの
一件につき

十五万千円
を

床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
一件につき
八万七千円

床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
一件につき
十一万七千円

床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
一件につき
十五万千円

に改め、同表三十三の五の項建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手

数料に関する部分の(一)中
床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
一件につき

十七万円
を

床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
一件につき
十二万九千円

に改め、同部分の(二)中

に改

上二千平方メートル未満のもの
一件につき

十七万円

床面積の合計が三百平方メートル
以上二千平方メートル未満のもの
一件につき

三十万円

床面積の合計が三百平方メートル
以上千平方メートル未満のもの
一件につき

二十三万四千円

床面積の合計が千平方メートル以
上二千平方メートル未満のもの
一件につき

三十万円

め、同部分の備考3中「第三十条第一項各号（法第三十一条第二項）」を「第三十五条第一項各号（法第三十六条第二項）」に改め、六を七とし、三から五までを四から六までとし、同備考3の二中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同備考3中二を三とし、一の次に次のように加える。

二 三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 十一万三千円

別表第一の8の表三十三の五の項建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料に関する部分の備考4中六を七とし、三から五までを四から六までとし、同備考4の二中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同備考4中二を三とし、一の次に次のように加える。

二 三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 二十一万八千円

別表第一の8の表三十三の五の項建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料に関する部分の備考9中「第三十条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同項建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料に関する部分の(一)中

床面積の合計が三百平方メートル
以上二千平方メートル未満のもの
一件につき

八万六千円

床面積の合計が三百平方メートル
以上千平方メートル未満のもの
一件につき

六万五千円

床面積の合計が千平方メートル以
上二千平方メートル未満のもの
一件につき

八万六千円

め、同部分の(二)中

床面積の合計が三百平方メートル
以上二千平方メートル未満のもの
一件につき

十五万千円

を

に
改

「床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 一件につき 十一万七千円
 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一件につき 十五万千円」
 に改め、同部分の備考4中六を七とし、三から五までを四から六までとし、

同備考4の二中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同備考4中二を三とし、一の次に次のように加える。
 二 三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 五万六千円
 別表第一の8の表三十三の五の項建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料に関する部分の備考5中六を七とし、三から五までを四から六までとし、同備考5の二中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同備考5中二を三とし、一の次に次のように加える。

二 三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 十万八千円
 別表第一の8の表三十三の五の項建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料に関する部分の備考10中「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」に、「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同項建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料に関する部分の(一)中
 「床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一件につき 十七万円」を
 「十七万円」を

「床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 一件につき 十二万九千円
 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一件につき 十七万円」
 に改め、同部分の(二)中

「床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 三十万円」を
 「床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 一件につき 二十三万四千円」
 に改

一件につき

床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
一件につき

三十万円

め、同部分の備考2中「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に改め、六を七とし、三から五までを四から六までとし、同備考2の二中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同備考2中二を三とし、一の次に次のように加える。

二 三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 十一万三千円

別表第一の8の表三十三の五の項建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料に関する部分の備考3中六を七とし、三から五までを四から六までとし、同備考3の二中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同備考3中二を三とし、一の次に次のように加える。

二 三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 二十一万八千円

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の8の表十八の項の改正規定 公布の日
- 二 別表第一の4の表三の項の改正規定 令和三年六月一日

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第六号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表岩国・和木・大島地域まちづくり基金の項の次に次のように加える。

| | | |
|--------------------------------|---|---|
| <p>山口県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金</p> | <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた中小企業者等の経営基盤の安定化を図ること。</p> | <p>中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。</p> |
|--------------------------------|---|---|

別表山口県発電用施設周辺地域振興基金の項の次に次のように加える。

| | | |
|-----------------------------------|---|---|
| <p>山口県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金</p> | <p>東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係る選手等を受け入れるホストタウン等において新型コロナウイルス感染症に対する対策を実施し、その発生の予防及びまん延の防止を図ること。</p> | <p>中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。</p> |
|-----------------------------------|---|---|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例及び特定非営利活動促進法による読替え後の民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県条例第七号

山口県知事 村岡 嗣 政

特定非営利活動促進法施行条例及び特定非営利活動促進法による読替え後の民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第一条 特定非営利活動促進法施行条例(平成十年山口県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

第七条後段を削る。

(特定非営利活動促進法による読替え後の民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例の一部改正)

第二条 特定非営利活動促進法による読替え後の民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例(平成十九年山口県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第五十二条第四項(」を「第五十二条第四項及び第五項(これらの規定を」に、「」及び」を「」並びに」に、「第五十四条第五項」を「第五十四条第四項」に改める。

附 則

この条例は、令和三年六月九日から施行する。ただし、第二条中特定非営利活動促進法による読替え後の民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例第六条の改正規定(「第五十四条第五項」を「第五十四条第四項」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

山口県食の安心・安全推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第八号

山口県食の安心・安全推進条例の一部を改正する条例

山口県食の安心・安全推進条例(平成二十年山口県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第二十九条」に、「第三十一条」を「第三十条」に、「第三十二条」を「第三十一条」に改める。
第二条第五項を削る。

第二十六条中「第十一条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第二十七条を削り、第二十八条を第二十七条とする。

第二十九条第一項中「から第二十七条まで」を「及び第二十六条」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十条第一項中「又は特定事業者が第二十七条第一項の規定による報告をしない場合」を削り、「これらの者」を「その者」に、「とり、又は同項の規定による報告をすべき」を「とるべき」に改め、同条を第二十九条とする。

第四章中第三十一条を第三十条とし、第五章中第三十二条を第三十一条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に着手された改正前の山口県食の安心・安全推進条例第二十七条第一項に規定する食品の回収（以下「施行前食品回収」という。）については、同条例第二条第五項、第二十七条、第二十九条及び第三十条の規定は、なおその効力を有する。

(山口県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表中第十一号の二を削り、第十一号の三を第十一号の二とする。

(山口県の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行前食品回収に関する事務については、改正前の山口県の事務処理の特例に関する条例別表第十一号の二の規定は、なおその効力を有する。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第九号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五条第四項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第七条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 養護老人ホームは、前二項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

第十四条を第十六条とし、第十一条から第十三条までを二条ずつ繰り下げ、第十条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第十二条 養護老人ホームは、虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第八条 養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時における入所者に対する処遇の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第二条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第八条第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第二項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「よう努める」を削る。

第十二条中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四条第三項中「、規則で定める職員を除き」を削る。

第六条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 特別養護老人ホームは、前二項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。
第六条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第六条の二 特別養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時における入所者に対する処遇の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

らない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。
第九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第九条の二 特別養護老人ホームは、虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

第十六条第四項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第二条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六条の二第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第二項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「よう努める」を削る。

第九条の二中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十一号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第七条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 軽費老人ホームは、前二項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

第十五条を第十七条とし、第十二条から第十四条までを二条ずつ繰り下げ、第十一条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。
(虐待の防止)

第十三条 軽費老人ホームは、虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第八条中「書面に」を「書面等に」に改め、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第八条 軽費老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時における入所者に対するサービスの提供の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。
い。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

附則第二項及び第八項中「第十四条」を「第十六条」に改める。

第二条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第八条第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第二項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「よう努める」を削る。

第十三条中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十二号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第七条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第七条の二 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時における利用者に対する指定訪問介護の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。
第十条に次の一項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
第十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十条の二 指定訪問介護事業者は、虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十八条中「及び第八条」を「及び第七条の二」に改め、「おいて」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二十四条、第二十八条及び第三十二条中「第八条から」を「第七条の二から」に改め、「おいて」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第三十六条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 指定通所介護事業者は、前二項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

第三十八条中「第八条、第九条及び第十一条」を「第七条の二から第九条まで及び第十条の二」に改め、「おいて」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第四十八条中「第八条、第九条、第十一条」を「第七条の二から第九条まで、第十条の二」に改め、「おいて」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第五十五条中「第八条、第九条、第十一条」を「第七条の二から第九条まで、第十条の二」に改め、「おいて」の下に「、第七条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と」を加える。

第六十三条中「第八条、第九条、第十一条、第十二条」を「第七条の二から第九条まで、第十条の二から第十二条まで」に改め、「おいて」の下に「、第七条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と」を加える。

第七十条中「書面に」を「書面等に」に改める。

第七十二条中「第十一条」を「第七条の二、第十条の二」に改め、「おいて」の下に「、第七条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と」を加える。

第七十六条中「書面に」を「書面等に」に改める。

第七十七条中「第十一条」を「第七条の二、第十条の二」に改め、「おいて」の下に「、第七条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を加える。

第八十二条中「第八条、第九条、第十一条、第十二条」を「第七条の二から第九条まで、第十条の二から第十二条まで」に改め、「おいて、」の下に「第七条の二第二項及び」を加える。

第八十六条中「第八条から」を「第七条の二から」に改め、「おいて、」の下に「第七条の二第二項及び」を加える。

第八十八条第二項中「第八条、第九条、第十一条」を「第七条の二から第九条まで、第十条の二」に改め、「おいて」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第八十九条第二項中「第八条、第九条、第十一条」を「第七条の二から第九条まで、第十条の二」に改め、「おいて、」の下に「第七条の二第二項及び」を加える。

第二条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第七条の二第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第二項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「よう努める」を削る。

第十条第三項、第十条の二及び第三十七条第二項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県条例第十三号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第一条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関

山口県知事 村 岡 嗣 政

する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第十七条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十七条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時における利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第十八条の三に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十八条の三の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第十八条の三の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十四条、第二十八条及び第三十二条中「第十八条から」を「第十七条の二から」に改め、「おいて」の下に「、第十七条の二第二項」を加える。

第四十一条の二第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

い。

第四十二条中「第十八条、第十八条の二及び第十八条の四」を「第十七条の二から第十八条の二まで及び第十八条の三の二」に改め、「において」の下に「、第十七条の二第二項」を加える。

第四十九条中「第十八条、第十八条の二、第十八条の四」を「第十七条の二から第十八条の二まで、第十八条の三の二」に改め、「において」の下に「、第十七条の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と」を加える。

第五十七条中「第十八条、第十八条の二、第十八条の四、第十八条の五」を「第十七条の二から第十八条の二まで、第十八条の三の二から第十八条の五まで」に改め、「において」の下に「、第十七条の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と」を加える。

第六十四条中「書面に」を「書面等に」に改める。

第六十六条中「第十八条の四」を「第十七条の二、第十八条の三の二」に改め、「において、」の下に「第十七条の二第二項及び」を加える。

第七十条中「書面に」を「書面等に」に改める。

第七十一条中「第十八条の四」を「第十七条の二、第十八条の三の二」に改め、「において、」の下に「第十七条の二第二項及び」を加える。

第七十六条中「第十八条、第十八条の二、第十八条の四、第十八条の五」を「第十七条の二から第十八条の二まで、第十八条の三の二から第十八条の五まで」に改め、「において、」の下に「第十七条の二第二項及び」を加える。

第八十条中「第十八条から」を「第十七条の二から」に改め、「において、」の下に「第十七条の二第二項及び」を加える。

第八十一条第二項中「において」の下に「、第十七条の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる者」と」を加える。

第二条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第十七条の二第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第二項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「よう努める」を削る。

第十八条の三第三項、第十八条の三の二及び第四十一条の三第二項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十四号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第一条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十八条」に、「第十七条―第十九条」を「第十九条―第二十一条」に、「第二十条」を「第二十二条」に改める。

第三条に次の二項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項中「規則で定める従業者を除き」を削る。

第七条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 指定介護老人福祉施設は、前二項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。
第二十条を第二十二条とする。

第十九条中「第三条」を「第三条第一項から第三項まで」に改め、第三章中同条を第二十一条とし、第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とする。

第二章中第十六条を第十八条とし、第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とし、第十三条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十五条 指定介護老人福祉施設は、虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十二条を第十三条とし、第八条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第八条 指定介護老人福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時における入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第二条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第八条第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第二項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「よう努める」を削る。

第十五条中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十五号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十七条」に、「第十六条―第十八条」を「第十八条―第二十条」に、「第十九条」を「第二十一条」に改める。
第二条に次の二項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項各号列記以外の部分並びに同項第一号及び第二号中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第三号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第五項中「、規則で定める従業者を除き」を削る。

第七条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 介護老人保健施設は、前二項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

第十九条を第二十一条とする。

第十八条中「第二条」を「第二条第一項から第三項まで」に改め、第三章中同条を第二十条とし、第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とする。

第二章中第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とし、第十三条を第十五条とし、第十二条を第十三条とし、同条の次に次の一条を

加える。

(虐待の防止)

第十四条 介護老人保健施設は、虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十一条を第十二条とし、第八条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第八条 介護老人保健施設は、感染症又は非常災害の発生時における入所者に対する介護保健施設サービスの提供の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。
附則第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第二条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第八条第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第二項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「よう努める」を削る。

第十四条中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第十六号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十七条」に、「第十六条―第十八条」を「第十八条―第二十条」に、「第十九条」を「第二十一条」に改める。
第二条に次の二項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項中「規則で定める従業者を除き」を削る。
第七条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 介護医療院は、前二項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。
第十九条を第二十一条とする。

第十八条中「第二条」を「第二条第一項から第三項まで」に改め、第三章中同条を第二十条とし、第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とする。

第二章中第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とし、第十三条を第十五条とし、第十二条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第十四条 介護医療院は、虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十一条を第十二条とし、第八条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第八条 介護医療院は、感染症又は非常災害の発生時における入所者に対する介護医療院サービスの提供の継続的な実施及び早期の業務の再

開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

附則第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「第十八条」を「第二十条」に改める。

附則第三項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第二条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第八条第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第二項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「よう努める」を削る。

第十四条中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十七号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三条第一項第一号中「医師、薬剤師及び栄養士」を「医師及び薬剤師」に改め、「作業療法士」の下に「、栄養士又は管理栄養士」を加え、同項第三号中「医師、薬剤師及び栄養士」を「医師及び薬剤師」に改め、「者」の下に「、栄養士又は管理栄養士」を加える。

第六条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 指定介護療養型医療施設は、前二項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

第十四条を第十六条とし、第十一条から第十三条までを二条ずつ繰り下げ、第十条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十二条 指定介護療養型医療施設は、虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第七条 指定介護療養型医療施設は、感染症又は非常災害の発生時における入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十八号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第一条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第八条の二 指定居宅介護等事業者は、感染症又は非常災害の発生時における利用者に対する指定居宅介護等の提供の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 指定居宅介護等事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。第十一條に次の一項を加える。

3 指定居宅介護等事業者は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。第十一條の次に次の二條を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第十一條の二 指定居宅介護等事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体からの自由の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護等事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護等事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(虐待の防止)

第十一条の三 指定居宅介護等事業者は、虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 指定療養介護事業者は、前二項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

第二十九条中「及び第二十条から第二十二条まで」を「、第二十条及び第二十一条」に改める。

第三十三条、第四十四条、第四十八条、第五十二条、第五十五条及び第五十七条中「から第二十二条まで」を「、第二十一条」に改める。

第五十七条の三及び第五十七条の五中「から」の下に「第十一条まで、第十一条の三から」を加える。

第五十八条の二第二項中「指定共同生活援助」を「指定共同生活援助事業所」に改める。

第五十九条中「から第二十二条まで」を「及び第二十一条」に改める。

第五十九条の三、第五十九条の五、第六十条の三第二項、第六十条の四第二項、第六十条の五第二項及び第六十条の六中「から第二十二条まで」を「、第二十一条」に改める。

第六十一条中「第二章」の下に「(第十一条の二を除く。)」を加える。

第六十六条第二項中「から第二十二条まで」を「、第二十一条」に改める。

第六十七条第六項から第九項までの規定中「、第二十二条」を削る。

第二条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第八条の二第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第二項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「よう努める」を削る。

第十一条第三項、第十一条の二第三項、第十一条の三及び第二十一条第二項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 令和四年四月一日
- 二 第二条中第八条の二、第十一条第三項及び第二十一条第二項の改正規定 令和六年四月一日

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十九号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 指定障害者支援施設は、前二項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

第二十一条を第二十三条とし、第十七条から第二十条までを二条ずつ繰り下げる。

第十六条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十六条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十八条 指定障害者支援施設は、虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十五条を第十六条とし、第十条から第十四条までを一条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十条 指定障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時における利用者に対する施設障害福祉サービスの提供の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければ

ばならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第二条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第十条第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第二項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「よう努める」を削る。

第十五条第二項、第十七条第三項及び第十八条中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成三十年山口県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 令和四年四月一日

二 第二条中指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第十条及び第十五条第二項の改正規定 令和六年四月一日

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 療養介護事業者は、前二項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

第九条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第九条の二 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時における利用者に対する療養介護の提供の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第十一条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十一条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第十一条の二 療養介護事業者は、虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第九条の二第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第二項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「よう努める」を削る。

第十条第二項、第十一条第三項及び第十一条の二中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和四年四月一日
- 二 第二条中第九条の二及び第十条第二項の改正規定 令和六年四月一日

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十一号

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 地域活動支援センターは、前二項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

第十二条を第十四条とし、第九条から第十一条までを二条ずつ繰り下げ、第八条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第十条 地域活動支援センターは、虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第七条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第八条 地域活動支援センターは、感染症又は非常災害の発生時における利用者に対するサービスの提供の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第二条 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。
 第八条第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第二項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「よう努める」を削る。

第九条第二項及び第十条中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和四年四月一日
- 二 第二条中第八条及び第九条第二項の改正規定 令和六年四月一日

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十二号

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 福祉ホームは、前二項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

第十一条を第十三条とし、第八条から第十条までを二条ずつ繰り下げ、第七条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第九条 福祉ホームは、虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第六条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第七条 福祉ホームは、感染症又は非常災害の発生時における利用者に対するサービスの提供の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第二条 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第七条第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第二項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「よう努める」を削る。

第八条第二項及び第九条中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和四年四月一日

二 第二条中第七条及び第八条第二項の改正規定 令和六年四月一日

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十三号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 障害者支援施設は、前二項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

第十九条を第二十一条とし、第十五条から第十八条までを二条ずつ繰り下げる。
第十四条に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
第十四条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十六条 障害者支援施設は、虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十三条を第十四条とし、第十条から第十二条までを一条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十条 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時における利用者に対する施設障害福祉サービスの提供の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第二条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第十条第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第二項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「よう努める」を削る。

第十三条第二項、第十五条第三項及び第十六条中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和四年四月一日

二 第二条中第十条及び第十三条第二項の改正規定 令和六年四月一日

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十四号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条」を「第四十七条の二」に、「第五十条」を「第五十条の二」に、「第五十三条」を「第五十三条の二」に改める。

第十八条第七項中「。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第四十三条の次に次の二条を加える。

（非常災害対策における地域住民の参加）

第四十三条の二 福祉型障害児入所施設は、第六条第三項及び第四項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第四十三条の三 福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時における児童に対する障害児入所支援の提供の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 福祉型障害児入所施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（準用）

第四十七条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、医療型障害児入所施設について準用する。

第四十九条第一項中「除く」の下に「。次項において同じ」を、「ほか」の下に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰^{かくたん}吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である児童に対して医療的ケアを行う場合には規則で定める員数の看護職員を」を加え、「場合には、」を「場合には」に、「」を「以下同じ。」を、それぞれに改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医、看護職員、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、児童が日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、規則で定める員数の機能訓練担当職員」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる場合は、看護職員を置かないことができる。

- 一 当該福祉型児童発達支援センターと連携する医療機関等の看護職員により医療的ケアが行われる場合
- 二 当該福祉型児童発達支援センターが社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合において、医療的ケアのうち同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等のみを必要とする児童に対して同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務を行う場合
- 三 当該福祉型児童発達支援センターが社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合において、医療的ケアのうち同法附則第三条第一項に規定する特定行為のみを必要とする児童に対して同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務を行う場合

第十章第一節中第五十条の次に次の一条を加える。

（準用）

第五十条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、福祉型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、同条第一項中「障害児入所支援」とあるのは、「児童発達支援」と読み替えるものとする。

第十章第二節中第五十三条の次に次の一条を加える。

（準用）

第五十三条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、同条第一項中「障害児入所支援」とあるのは、「医療型児童発達支援」と読み替えるものとする。

第五十五条第三項中「学校教育法に規定する大学」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「、研究科」を加え、「これら」に改める。

第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第四十三条の三第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第二項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「よう努める」を削る。

第四十三条の三の次に次の一条を加える。

(衛生管理等の特例)

第四十三条の四 福祉型障害児入所施設は、第九条第二項の規定にかかわらず、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第四十七条の二中「及び第四十三条の三」を「から第四十三条の四まで」に改める。

第五十条の二及び第五十三条の二中「及び第四十三条の三」を「から第四十三条の四まで」に、「同条第一項」を「第四十三条の三第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十五号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第一条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法

第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）を「又は保育士」に改め、同条第二項中「おいで」の下に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引^{かくたん}その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に対して医療的ケアを行う場合には規則で定める員数の看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、」を加え、「には、」を「には」に改め、「」を「」の下に「、それぞれ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合は、看護職員を置かないことができる。

- 一 当該指定児童発達支援事業所と連携する医療機関等の看護職員により医療的ケアが行われる場合
- 二 当該指定児童発達支援事業所が社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合において、医療的ケアのうち同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対して同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務を行う場合
- 三 当該指定児童発達支援事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合において、医療的ケアのうち同法附則第三条第一項に規定する特定行為のみを必要とする障害児に対して同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務を行う場合

第五条第三項中「（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を削る。

第六条第二項中「おいで」の下に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に対して医療的ケアを行う場合には規則で定める員数の看護職員を、」を加え、「には、」を「には」に改め、「機能訓練担当職員を」の下に「、それぞれ」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前条第二項ただし書の規定を準用する。

第六条第三項中「ほか」の下に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に対して医療的ケアを行う場合には規則で定める員数の看護職員を」を加え、「場合には、」を「場合には」に改め、「機能訓練担当職員を」の下に「、それぞれ」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前条第二項ただし書の規定を準用する。

第十一条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 指定児童発達支援事業者は、前二項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

第十一条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十一条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時における障害児に対する指定児童発達支援の提供の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。
第十七条に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
第十八条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十九条第一項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「において」の下に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に対して医療的ケアを行う場合には規則で定める員数の看護職員を、」を加え、「には、」を「には」に改め、「機能訓練担当職員を」の下に「、それぞれ」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第五条第二項ただし書の規定を準用する。

第三十三条第二項中「学校教育法」の下に「（昭和二十二年法律第二十六号）」を加え、「の学部で」を「（短期大学を除く。）若しくは大学院において」に改め、「学科」の下に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第四十二条第一項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改める。

第二条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第十一条の二第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第二項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「よう努める」を削る。

第十六条第二項、第十七条第三項及び第十八条第二項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和四年四月一日

二 第二条中第十一条の二及び第十六条第二項の改正規定 令和六年四月一日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の指定を受けている児童発達支援に係る指定通所支援の事業を行う者については、令和五年三月三十一日までの間は、改正後の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けている放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業を行う者については、令和五年三月三十一日までの間は、改正後の条例第二十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に改正前の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正前の条例」という。）第四十二条第一項に定める基準を満たしている児童発達支援に係る指定通所支援の事業を行う者については、令和五年三月三十一日までの間は、改正後の条例第四十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に改正前の条例第四十三条において準用する改正前の条例第四十二条第一項に定める基準を満たしている放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業を行う者については、令和五年三月三十一日までの間は、改正後の条例第四十三条において準用する改正後の条例第四十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第二十六号

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第一条 指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第二十条」に、「第二十条―第二十二條」を「第二十一条―第二十三條」に、「第二十三條」を「第二十四條」に改める。

第四条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 心理指導担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第七条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 指定福祉型障害児入所施設は、前二項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

第二十三條を第二十四條とする。

第二十二條中「第十八條」を「第十九條」に改め、第三章中同條を第二十三條とし、第二十一条を第二十二條とし、第二十条を第二十一条とする。

第二章中第十九條を第二十條とし、第十五條から第十八條までを一条ずつ繰り下げる。

第十四條に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十四條を第十五條とする。

第十三條に次の一項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
第十三条を第十四条とし、第八条から第十二条までを一条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第八条 指定福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時における障害児に対する指定入所支援の提供の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第二条 指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第八条第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第二項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「よう努める」を削る。

第十三条第二項、第十四条第三項及び第十五条第二項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和四年四月一日

二 第二条中第八条及び第十三条第二項の改正規定 令和六年四月一日

山口県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第二十七号

山口県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例

山口県健康づくりセンター条例（平成九年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号及び第七号を次のように改める。

六 健康指導室

七 栄養指導室

別表第一中六の項を削り、五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

| | | |
|----------------------------------|-----------------------|---|
| 五 健康指導室 | | |
| 備 考 | 器 具 の 使 用 | 専 用 使 用 |
| 一の項の備考の(一)から(五)までは、専用使用の場合に準用する。 | 一点又は一組一回につき | 午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午前九時から午後五時まで 延長料一時間につき |
| | 千四百円の範囲内で知事が定める額 | 二千五百円 三千三百四十円 五千八百四十円 千二十円 |

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

ふぐの処理の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県条例第二十八号

山口県知事 村岡 嗣 政

ふぐの処理の規制に関する条例の一部を改正する条例

ふぐの処理の規制に関する条例(昭和五十六年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次項第二号を除き、」を削り、同条第二項第二号中「知事が指定する都道府県の条例に基づくふぐの処理に関する免許を有する者」を「他の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長がふぐの処理に必要な知識及び技能を有すると認められた者」に改める。

附則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。

山口県国際総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第二十九号

山口県国際総合センター条例の一部を改正する条例

山口県国際総合センター条例(平成八年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

| | | | |
|-------|---------|-------------------|--------------------|
| 別表第一中 | 海峽ゆめタワー | 一月一日から十二月三十一日までの日 | 午前九時三十分から午後九時三十分まで |
| | 駐車場 | 一月一日から十二月三十一日までの日 | 午前七時三十分から午後十一時まで |

を

| | | | | |
|---------|-------|-------|-------------------|--------------------|
| 海峽ゆめタワー | 第一駐車場 | 第二駐車場 | 一月一日から十二月三十一日までの日 | 午前九時三十分から午後九時三十分まで |
| | | | | 午前七時三十分から午後十一時まで |
| | | | | 午前零時から午後十二時まで |

に改める。

別表第三の二の項中「駐車場」を「第一駐車場」に改め、同表に次のように加える。

| | |
|------------|---|
| 三 第二駐車場 | <p>備考</p> <p>一 高さが二・三メートル未満の車両の駐車時間が三十分未満の端数があるとき、又はその時間が三十分未満であるときは、その端数の時間は、三十分として計算する。</p> <p>二 高さが二・三メートル以上の車両の駐車時間が二時間以内である場合の利用料金の金額は、前記の利用料金の金額にかかわらず、千四十円（知事が定める使用者にあっては、無料）とする。</p> <p>三 高さが二・三メートル以上の車両の駐車時間が二時間を超える場合であって、その時間に二十四時間未満の端数があるとき、又はその時間が二十四時間未満であるときは、その端数の時間は、二十四時間として計算する。</p> |
|------------|---|

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

山口県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県条例第三十号

山口県営住宅条例の一部を改正する条例

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県営住宅条例（昭和二十七年山口県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。
別表光井県営住宅の項の次に次のように加える。

| | |
|----------|---|
| 岩田駅前県営住宅 | 〃 |
|----------|---|

附 則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第三十一号

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例

山口県工業用水道条例（昭和三十七年山口県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七条第一項」を「第七条」に改め、同条第二項中「受水槽」を「受水槽」に改める。

第五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、管理者の承認を得たときは、この限りでない。

第七条第二項を削り、同条第一項を同条とする。

別表第二小瀬川工業用水道の項、周南工業用水道の項、向道・川上工業用水道の項及び佐波川工業用水道の項中「第四種」を「第五種」に改

め、同表厚東川工業用水道の項中

| | |
|-----|--------|
| 第三種 | 二十円五十銭 |
|-----|--------|

を

| | |
|-----|--------|
| 第三種 | 十八円五十銭 |
|-----|--------|

に、「第四種」を「第五種」に、

| | |
|-------|--------|
| 第 四 種 | 十八円五十銭 |
|-------|--------|

| | |
|-------|-------|
| 第 三 種 | 六円七十銭 |
|-------|-------|

| | |
|-------|-------|
| 第 三 種 | 九円六十銭 |
| 第 四 種 | 九円六十銭 |

を

に改め、同表厚狭川工業用水道の項中「二十二円四十銭」を「十九円四

十銭」に、「十円九十銭」を「十六円四十銭」に改め、同表木屋川工業用水道の項中「第四種」を「第五種」に改め、同表の備考2中「小瀬川第二期工業用水道事業又は厚東川第二期工業用水道事業により開発された」を「第二種及び第四種の料率の対象となる」に改め、同備考4中「第四種」を「第五種」に、「及び第三種」を「第三種及び第四種」に改め、同備考中4を5とし、3の次に次のように加える。

4 第四種とは、厚東川工業用水道について令和三年四月一日以後に第七条の規定による使用水量の決定を受けた者が供給を受ける水（第三種の料率の対象となる水を除く。）に対する料率をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定、第五条第一項にただし書を加える改正規定及び第七条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する規定の施行の前日に改正前の山口県工業用水道条例第七条第一項の規定によりした決定は、改正後の山口県工業用水道条例第七条の規定によりした決定とみなす。

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十二号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、〇九七人」を「二、〇五七人」に、「四六八人」を「四六三人」に、「二、五六五人」を「二、五二〇人」に改め、同条第二号中「五八人」を「五七人」に、「六五人」を「六四人」に改め、同条第三号中「一、二三九人」を「一、二二一人」に、「一、三九八人」を「一、三八〇人」に改め、同条第四号中「二、九四五人」を「二、九一五人」に、「一五八人」を「一六三人」に、「三、一〇三人」を「三、〇七八人」に改め、同条第五号中「五、〇七四人」を「五、〇三七人」に、「三四二人」を「三三一人」に、「五、四一六人」を「五、三六八人」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十三号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十二条及び」を「第四十二条、」に、「第六条」を「第五条の規定により読み替えて適用される法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用される労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第一項及び第二項並びに特別措置法第六条」に改める。
第二条第二項中「（一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号。以下「給与条例」という。）第十条の二第一項の規定に基づき人事委員会の指定する職にある者を除く。）」を削る。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(勤務時間)」を付し、同条第八項中「又は前項」を「若しくは前項又は次条第一項」に改め、「前二項」の下に「又は次条第一項」を加え、同条第九項中「。」の下に「又は次条第一項」を加える。

第三条の次に次の二条を加える。

第三条の二 教育委員会は、校務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のある教育職員については、学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十九条第一項の規定により教育委員会が定める学校の夏季、冬季、学年末等における休業日等の期間(第三項において「長期休業期間等」という。)において当該教育職員の週休日を連続して設けることを目的とする場合に限り、前条(第四項及び第九項を除く。)の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも一日の週休日を設け、次項第二号の対象期間として定められた期間につき当該期間を平均し一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間(前条第一項から第三項までの規定により定められた勤務時間をいう。次項及び次条において同じ。)となるように勤務時間を割り振るものとする。

3 第一項の人事委員会規則においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第一項の規定による週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲

二 対象期間(その期間を平均し一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるように週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含むものとする。以下この条において同じ。)

三 対象期間の起算日

四 対象期間を定めることができる期間の範囲

五 特定期間(対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。)

六 前号の特定期間の起算日

七 対象期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間(次項の規定により対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間(以下この条において「最初の期間」という。)における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間)

4 教育委員会は、第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めるに当たつては、対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分し、最初の期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間を割り振る方法

によることができる。

5 教育委員会は、前項に規定する方法により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、同項の規定による区分による各期間のうち最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間について、当該各期間の初日の少なくとも三十日前に、当該勤務日の数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日及び当該総勤務時間を超えない範囲内において当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めるものとする。

(勤務することを要しない時間の指定)

第三条の三 教育委員会は、前条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定められた教育職員又は当該教育職員の所属する学校について特別措置法第七条第一項に規定する指針に定める当該教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を講ずることができなくなつた場合又は講ずることができなくなつた日以後において四週間を超えない期間につき一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間を超える期間があるときは、人事委員会規則の定めるところにより、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるように勤務することを要しない時間を指定するものとする。

2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該時間において、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条第一項の規定により割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。

3 第一項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員に対して当該時間において勤務を命ずる場合は、第八条第二項各号に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。この場合において、当該時間における勤務は、同条第一項に規定する時間外勤務とみなす。

第七条第一項中「まで」の下に「又は第三条の二第一項」を加える。

第八条第一項中「教育職員」の下に「(一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号。以下「給与条例」という。))第十条の二第一項の規定に基づき人事委員会の指定する職にある者を除く。次項において同じ。」を加える。

第十条中「第八項」の下に「、第三条の二第一項」を加える。

第二十条中「まで」の下に「、第三条の二(第三項を除く。)、第三条の三第一項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正)

2 一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第八項」の下に「並びに第三条の二第一項」を加える。

第十七条の三第一項中「第八項」の下に「若しくは第三条の二第一項」を加える。

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

3 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十七年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第三号中「第七項」の下に「若しくは第三条の二第一項」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中「第三条第七項」の下に「、第三条の二第一項」を加える。

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第三十四号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例(昭和三十九年山口県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表山口県立山口中央高等学校の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------|-------|
| 山口県立山口松風館高等学校 | 山 口 市 |
|---------------|-------|

別表山口県立西市高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表山口県立山口中央高等学校の項の次に次のように加える改正規定は、同年十一月一日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三の三号営業の項中「（山口市湯田温泉四丁目の区域及び長門市深川湯本の区域（公安委員会規則で定めるものに限る。）を除く。）」を削り、同表の備考二のイ中「遮へいできる」を「遮蔽できる」に改める。

別表第四の三号営業の項中「（山口市湯田温泉四丁目の区域及び長門市深川湯本の区域（公安委員会規則で定めるものに限る。）を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。

山口県魚介類行商取締条例を廃止する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十六号

山口県魚介類行商取締条例を廃止する条例

山口県魚介類行商取締条例（昭和二十六年山口県条例第二十号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

3 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の4の表中十九の項を削り、二十の項を十九の項とし、二十一の項を二十の項とし、二十一の二の項を二十一の項とする。
(山口県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

4 山口県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。
別表第九号を次のように改める。

九 削除

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

5 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。
別表山口県魚介類行商取締条例(昭和二十六年山口県条例第二十号)の項を削る。

令和三年三月十六日
印刷発行

発行人
所

山口県知事
庁